

大分県報

平成三十一年
第三〇六四号
三月五日

（火曜日）

目次

告示

- 口頭により開示請求することができる個人情報等を定める告示の一部改正……………一
- 農業振興地域の指定区域の変更……………一
- 大分県低入札価格調査実施要領の一部改正……………一
- 道路区域の変更……………一
- 道路の供用開始……………二
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………二
- 都市計画図書の縦覧……………三
- 正 誤……………三
- 平成三十一年二月十九日付け大分県報第三〇六〇号に記載の大分県告示第八十号（保安林の指定）中の訂正……………四

○告示

大分県告示第九十八号

口頭により開示請求することができる個人情報等を定める告示（平成十四年大分県告示第五百二十六号）の一部を次のように改正する。
平成三十一年三月五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞
表中

「たん吸引等施術者総合得点養成事業筆記試験	合格発表の日 福祉保健部高齢者から一月間 福祉課	及び
-----------------------	--------------------------	----

平成三十一年三月五日

この告示は、公示の日から施行する。

附則

「農業機械士技能検定試験 学科試験得点及合格発表の日 県立農業高等学校 実技試験得点から一月間」を削る。

大分県告示第九十九号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、中津市に係る農業振興地域の指定区域を次のとおり変更する。

平成三十一年三月五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

中津農業振興地域の区域

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を大分県農林水産部農地活用・集落営農課に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第百号

大分県低入札価格調査実施要領（平成十二年大分県告示第六百七十二号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第二中「の工事」の下に「又は総合評価落札方式を適用する工事」を加える。

附則

この告示は、平成三十一年四月一日から施行し、同日以後に指名通知又は公告が行われる競争入札に付する建設工事から適用する。

大分県告示第百一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成三十一年三月五日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置

大分県報（告示）

いて一般の縦覧に供する。
平成三十一年三月五日

大分県知事 広瀬貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
------------	----	---------	-------	----

一般国道二一三号	豊後高田市白野字鵜泊四〇三番四から	前	メートル 三一・七	メートル 三四四・五
	豊後高田市白野字鵜泊四五四番四まで	後	四三・一 一六・六	

豊後高田市白野字鵜泊四〇三番六から	後	四三・一 一六・六	三二一・六
-------------------	---	--------------	-------

大分県告示第百二二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十一年三月五日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月五日

大分県知事 広瀬貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
------------	--------	---------

一般国道二二三号	豊後高田市白野字鵜泊四〇三番六から豊後高田市白野字鵜泊四五四番五まで	平成三十一・三・二九
----------	------------------------------------	------------

大分県告示第百三三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として、次のとおり指定する。

平成三十一年三月五日

大分県知事 広瀬貞

指定区域の名

津久見市 岩屋町

大字

字

無田

野添

梅夫山

高月

佐伯市 提内

高月

梶平

在

地

番

二四〇〇番、二四〇一番、二四七九番、二四八〇番二、二五三八番から二五四〇番まで、二五四二番から二五四六番まで、二五四六番二、二五四七番から二五四九番まで、二五六一番一から二五六二番三まで及び二六二〇番の一部(標柱三号と四号を結んだ線の東側の部分)

二五五〇番、二五五二番から二五五八番まで、二五六二番一から二五六二番三まで、二五六五番二、二五六六番一、二五六六番四、二五六八番一、二五六八番二、二五七〇番一、二五七〇番二、二五七一番一、二五七二番、二五七三番、二五七四番一、二五七四番三、二五七六番一から二五七六番三まで、二五七七番、二五八四番三九の一部(標柱六号と七号を結んだ線の南側の部分)、二六一二番一及び二六一三番から二六一六番まで

二四四七番の一部(標柱八号から十号までを順次結んだ線の西側の部分)、二四四八番一の一部(標柱九号と十号を結んだ線の北側の部分)、二四四八番二及び二四四八番三二六一七番六の一部(標柱一号と二号を結んだ線の東側の部分)、二六一七番七、二六一七番八、二六一八番、二六一九番及び二六二二番一の一部(標柱一号から三号までを順次結んだ線の東側の部分)

一一四三番一、一一九〇番、一一九二番、一一九三番、一一九四番、一一九六番から一一九八番まで、一二二六番の一部(標柱一号と二号を結んだ線の北側の部分)、一二二七番の一部(標柱一号と二号を結んだ線の北側の部分)、一二二八番の一部(標柱一号と二号を結んだ線の北側の部分)、一二二九番一の一部(標柱一号と二号を結んだ線の北側の部分)、一二二九番二、一二二九番三、一二三〇番の一部(標柱一号と二号を結んだ線の北側の部分)、一二三九番、一二五三番、一二五四番一、一二五四番二、一二五五番一、一二五五番二、一二五六番二、一二五七番、一二五八番一、一二五九番及び一二七一番

一二七二番から一二七四番まで、一二七六番一、一二七六番三、一二七六番一九の一部(標柱一号から三号までを順次結んだ線の東側の部分)、一二七六番二〇の一部(標柱二号と三号を結んだ線の東側の部分)、一二七六番二一の

	西浜	国東市 国見町	榎来	一部（標柱二号と三号を結んだ線の東側の部分）、二七六番二の二の一部（標柱二号と三号を結んだ線の東側の部分）、一二七六番二三、一二七六番二四、一二七六番二五、一二七六番三七及び一二七七番から一二八〇番まで 三七一番一、三七一番二、三七一番三、三七二番の一部（標柱五号と六号を結んだ線の東側の部分）、三七四番の一部（標柱五号と六号を結んだ線の東側の部分）、三七五番の一部（標柱六号と七号を結んだ線の東側の部分）、三七九番の一部（標柱六号から八号までを順次結んだ線の南側の部分）、四〇一番の一部（標柱二号と三号を結んだ線の東側の部分）、四〇二番の一部（標柱二号から四号までを順次結んだ線の南側の部分）、四〇三番、四〇四番、四〇六番、四〇七番及び四〇八番の一部（標柱一号から三号までを順次結んだ線の東側の部分）
	古江 古江	国東市 国見町	榎来	四二六〇番の一部（標柱一号から三号までを順次結んだ線の東側の部分）、四二六三番、四二六四番、四二六五番の一部（標柱一号と二号を結んだ線の東側の部分）、四二六九番の一部（標柱一号と二号を結んだ線の東側の部分）、四二七四番二、四二七四番三、四二七五番三、四二七六番から四二八三番まで、四二八四番二、四二八四番三及び四二八五番三 四一六〇番の一部（標柱五号と六号を結んだ線の西側の部分）、四一七〇番の一部（標柱五号と六号を結んだ線の北側の部分）、四一七〇番二の一部（標柱五号と六号を結んだ線の北側の部分）、四一七〇番三、四一七一番の一部（標柱五号から七号までを順次結んだ線の西側の部分）、四一七五番の一部（標柱五号と六号を結んだ線の西側の部分）、四一七六番、四一七七番、四一七九番の一部（標柱五号と六号を結んだ線の西側の部分）、四一八一番の一部（標柱五号と六号を結んだ線の西側の部分）、四一八四番、四一八五番、四一八六番の一部（標柱五号と六号を結んだ線の西側の部分）、四一九二番の一部（標柱四号と五号を結んだ線の西側の部分）、四一九五番二の一部（標柱三号から五号までを順次結んだ線の西側の部分）、四二〇六番の一部（標柱二号から四号までを順次結んだ線の南側の部分）、四二〇八番の一部（標柱四号と五号を結んだ線の西側の部分）、四二〇九番及び四二一一番の一部（標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分）
	古江 裏山			平ノ下 豊後高 田市 佐野 平ノ下 三四五番二の一部（標柱一号から三号までを順次結んだ線の東側の部分）、三四五番四、三四七番の一部（標柱二号と三号を結んだ線の東側の部分）、三四八番一の一部（標柱二号と三号を結んだ線の東側の部分）、三四八番二の一部（標柱二号と三号を結んだ線の東側の部分）、三四九番の一部（標柱二号と三号を結んだ線の東側の部分）、三四九番の二の一部（標柱二号から四号までを順次結んだ線の東側の部分）、三五〇番の一部（標柱二号から四号までを順次結んだ線の東側の部分）、三五一番の一部（標柱三号から六号までを順次結んだ線の東側の部分）、三七四番一の一部（標柱五号から七号までを順次結んだ線の東側の部分）、三七五番の一部（標柱六号から八号までを順次結んだ線の西側の部分）、三七六番、三七七番の一部（標柱七号から一号までを順次結んだ線の西側の部分）、三八〇番の一部（標柱八号と一号を結んだ線の西側の部分）、三九二番の一部（標柱八号と一号を結んだ線の西側の部分）、三九二番二の一部（標柱八号と一号を結んだ線の西側の部分）、三九二番三の一部（標柱八号と一号を結んだ線の西側の部分）、三九三番一の一部（標柱八号と一号を結んだ線の西側の部分）、三九三番二、三九三番三、三九七番一の一部（標柱八号から二号までを順次結んだ線の西側の部分）及び三九七番二
	古江 裏山			これらの土地に伴う国有地等無番地の全部
				<p style="text-align: center;">○ 公 告</p> <p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。</p> <p style="text-align: center;">平成三十一年三月五日</p> <p style="text-align: center;">大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> <p>一 都市計画の種類及び名称 大分都市計画道路 七・七・百二十八号 高架側道顕徳町線（大分市決定）</p> <p>二 縦覧場所 大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課</p>

平成三十一年三月五日

大分県報（告示・公告）

平成三十一年三月五日

大分県報（正誤）

○正

誤

平成三十一年二月十九日付け大分県報第三〇六〇号に登載の大分県告示第八十号（保安林の指定）中の訂正

ページ	段	行	誤	正
一	上	左から五	平成三十一年二月二十九日	平成三十一年二月十九日